

2025年1月からの離職票マイナポータル受け取り

1. マイナポータルでの離職票受け取りとは

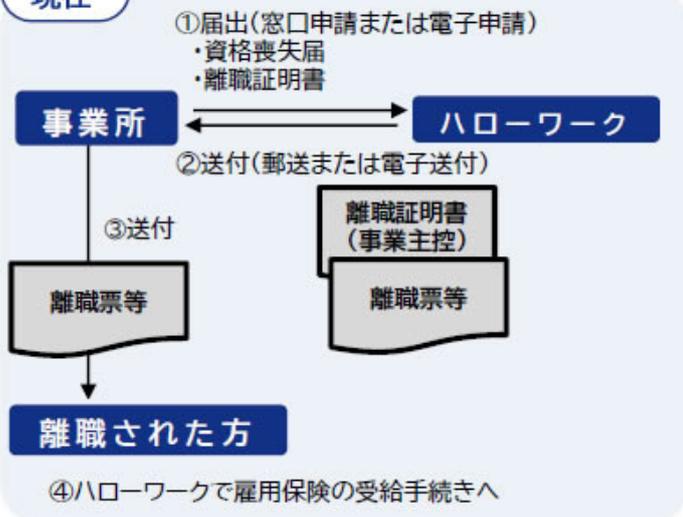
雇用保険被保険者が離職すると、事業所は離職手続きにより交付された離職票をご本人に渡します。

令和7年1月20日からは、希望があった場合にマイナポータルを通じてご本人が離職票を受け取れるようになりました。

「離職票」等が送付されるまでの流れ

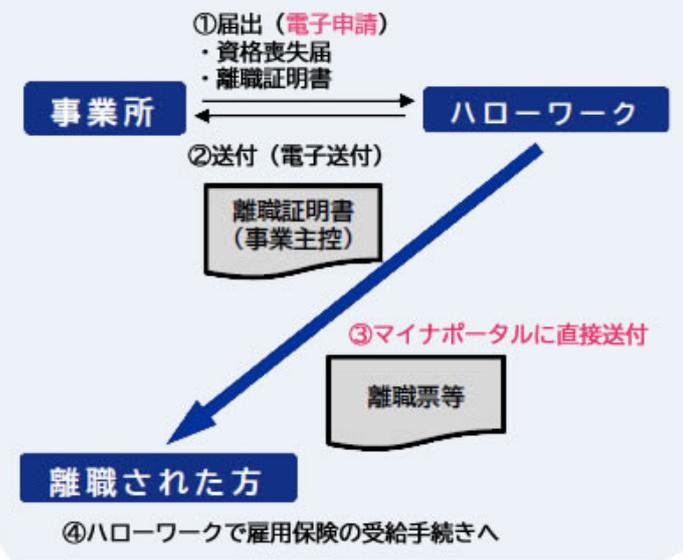
厚生労働省：事業主向けのパンフレットより

現在



2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。



2. 受け取る条件と注意点

マイナポータルで離職票を受け取るには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- ②離職者ご自身がマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行うこと
- ③事業主が電子申請で雇用保険の離職手続きを行うこと。

①②は被保険者本人が離職前に余裕をもって(2週間程度とされています)マイナポータルで確認することが必要です。

ハローワークにまだマイナンバーを出していない労働者については①の紐づけのため、「個人番号登録・変更届」を提出する必要があります。また、マイナンバーを出していたとしても、前職と現職の被保険者番号との紐づけがうまくいっていないことがあり、その場合には訂正といった手続きが必要です。

次に②の連携設定を行い、その後事業主が電子申請で離職手続きを行うと、離職者本人がマイナポータルで離職票を受け取れるようになります。

むしろ条件がそろえば自動で離職者にマイナポータルを通して離職票が送付されてしまい、事業所側には離職証明書(事業主控)しか発行されません。その場合、離職票に記載される離職区分コードは事業主側で見られず、行政の窓口では事業主に教えてくれないそうです。

また、マイナポータルでの設定を離職者本人が忘れ、離職後にログインせずに、離職票の郵送をずっと待っているなどの行き違いが考えられます。

それを防ぐためにも、事業所(委託先の労働保険事務組合や社労士事務所を含む)が電子申請で離職手続きを行う場合については、離職者本人に注意喚起を行い、必要に応じて①マイナポータルで自社の表示があるのか、②雇用保険WEBサービスの連携設定をしたのかの確認を取る方が無難と思われます。